

守ってほしいルールです！

1

決められた収集日の午前8時までに、指定ごみ袋に入れ、ごみステーションに出してください。
収集後に出されたごみは、次回の収集になります。

収集地点ごとの収集時刻は決まっていません。
ごみの種類や天候、道路状況等により変わる場合があります。



2

ごみの分別ができていないものは収集できません。
分別のルールを守ってごみを出しましょう。

分別ができていない例

- ・ ピンク色の指定ごみ袋（プラ容器包装）の中にペットボトル（資源ごみ）やプラ製品（可燃ごみ）が混入している。
- ・ 緑色の指定ごみ袋（可燃）の中に、資源ごみ（缶・びん）や不燃ごみが混入している。
- ・ 透明の指定ごみ袋（不燃）の中に電池類・スプレー缶・ガス缶（資源ごみ）が混入している。

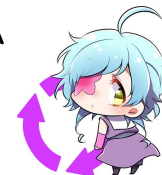
ピンク色の袋にはプラマークがついているものを入れてください。



3

スプレー缶等は使いきり、資源ごみの「缶」として出してください。
小型家電やおもちゃ等の電池（乾電池・充電機）は資源ごみの「電池類」として出してください。

リチウムイオン電池や中身が残ったスプレー缶、ガス缶は収集車両や処理施設（クリーンセンター）での火災の原因になります。



※残ったガスを抜く際は、必ず火の気のない風通しの良い屋外で作業してください。缶に穴をあける必要はありません。

※電池類が取り外せないときは、無理に分解せず、メーカーや販売店に相談してください。

※詳しくは「ごみの分別・出し方ガイドブック」を見てください。

ガイドブックは市役所本庁舎6階の環境事業課でお渡ししています。また市ホームページでも見るすることができます。

※アパートやマンション等にお住まいの方は、別途、ごみの出し方や出す場所、日にちが決められている場合がありますので、管理人・管理会社等にお問い合わせください。



ガイドブックは
こちらから